

資料3	差引認定基準の見直しに関する 専門家ヒアリング
	平成29年 6月 9日

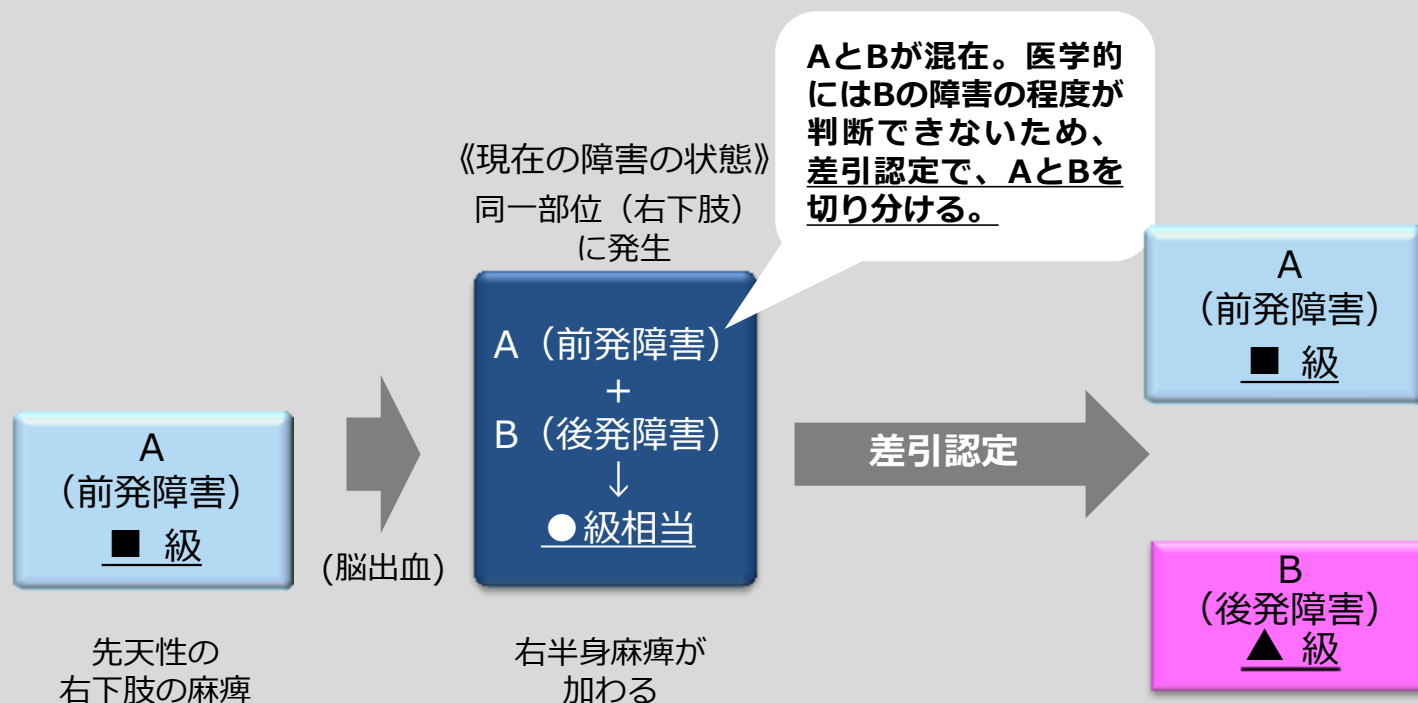
差引認定基準の見直し について

1. 同一部位に複数の障害がある場合の認定（差引認定）

障害年金は、障害の発生ごとに障害等級を認定し、受給権が発生する仕組みとなっているが、身体（眼・耳・肢体）の同一部位に複数の障害が生じた場合、前発障害と後発障害の程度を医学的に切り分けることは一般に困難であるため、『差引認定』という方法により、後発障害の等級を判断している。（具体的な方法は、障害認定基準で規定。）

- 診断書等から「現在の状態（複数の障害が混在した状態）」は●級相当と判断。
- 「現在の障害の状態（●級相当）」から「前発障害の程度（■級相当）」を差し引き、「後発障害の程度（▲級）」を判断。

《差引認定の仕組み》



《差引認定後の支給》

AとBの等級に応じて、下記のどちらかで支給。



○AとBを1つの障害年金に併合して支給。

○いずれか1つの年金の支給を選択。（もう一方の年金は停止）

2. 差引認定の必要性

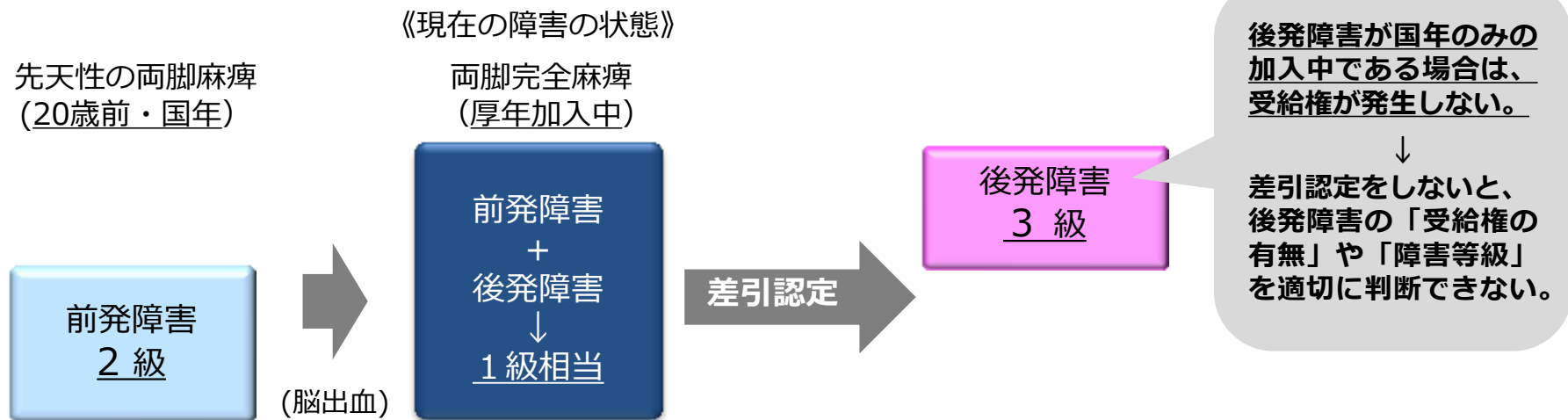
障害年金は、障害ごとに受給権が発生するため、前発障害・後発障害それぞれの障害等級を認定することが必要である。

仮に差引認定を行わないとすると、

- ① 保険料未納などにより前発障害が受給要件を満たしていない場合には、本来であれば受給対象とならない前発障害を含めた障害等級で認定されてしまう可能性がある
- ② 前発障害と後発障害の加入制度が異なる場合（例：前発は国年加入、後発は厚年加入）等において、後発障害の受給権の有無や障害等級を判断することができないなど、適切な認定にならないおそれがある。

こうした不合理を回避し、障害ごとの障害等級を適切に認定するためにも、差引認定は必要な認定手法である。

《②の具体例》



3. 具体的な差引認定方法

- ① 「現在の障害の程度（＝前後の障害が混在した状態）」と「前発障害の程度」に対応する『活動能力減退率』（障害認定基準に規定）を用いて、「現在の障害の程度の活動能力減退率」から「前発障害の活動能力減退率」を差し引き、「後発障害の活動能力減退率（＝差引残存率）」を求める。

【例】 前発障害：左眼失明（外傷による） → 活動能力減退率 18%
後発障害：糖尿病性網膜症による視力低下
現在の障害の程度：両眼の視力障害 → 活動能力減退率 105%（2級相当）
後発障害の程度 $105\% - 18\% = \underline{87\%}$ （差引残存率）

- ② 差引残存率の値を「差引結果認定表」にあてはめ、後発障害の等級を求める。

差引残存率	後発障害の程度
112%以上	1 級
111% ~ 76%	2 級
75% ~ 51%	3 級
75% ~ 24%（傷病が治らないもの）	※ 3 級
50% ~ 24%（傷病が治ったもの）	
	障害手当金

【例】 差引残存率87%では、後発障害の程度（障害等級）は「2級」となる。

※「傷病が治った場合」とは、下記のいずれかに至った場合をいう。

A：器質的欠損若しくは変形又は機能障害を残している場合で、医学的に傷病が治ったとき

B：症状が安定し、長期にわたってその疾病の固定性が認められ、医療効果が期待し得ない状態

4. 差引認定の課題

国会において「差引認定後の支給年金の障害等級が、現在の障害の状態に相当する等級よりも低い等級になる場合がある。」との指摘があった。

《差引認定の具体例》

A（前発障害）→ 生まれつきの両脚の麻痺で、障害基礎年金（2級）を受給中。

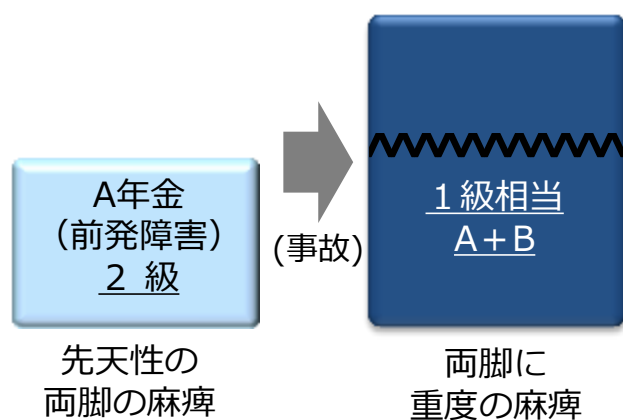
A+B（現在の障害の状態）→ 勤務中の転落事故で両脚の麻痺が増進。全く動かなくなった。（1級相当）

- ①活動能力減退率に置き換えると、現在の障害の状態：134%（1級相当）、前発障害：63%（2級）。これを差し引くと $134\% - 63\% = 71\%$ （差引残存率）となり、「差引結果認定表」にあてはめると、後発障害の等級は「3級」となる。
- ②この結果、後発障害は障害厚生年金（3級）の受給権が発生するが、受給中の障害基礎年金（2級）とどちらか1つの年金の支給を選択することとなる。

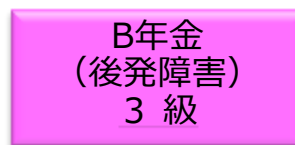
【課題】

現在の障害の状態（A+B）は、麻痺が増進し、1級相当と考えられるのに、差引認定後に支給される年金の等級は2級以下となり、1級相当の年金が支給されない。

《差引認定》



差引認定



《差引認定後の支給》



いずれか1つの年金を選択

5. 過去の差引認定事例

- 現行の障害年金制度が実施された昭和61年度以降に、差引認定が確認できた全270件の事例について、分析を行った。
- このうち、差引認定後の支給年金の障害等級が「現在の障害の状態」に相当する等級と一致していないものは、74件 (27.4%)であった。

現在の障害の程度			前発障害		1 級				2 級				3 級				障害手当金			
			1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号	12号	13号	1号	2号	3号		
1 級	1号 ※1	区分1	7			24		1	8	18	21	5							84	
		区分2	1				1	1		11	5	1							20	
2 級	2号				1		1		9	3								14		
	3号									8	2							10		
	4号							5	9	2	6							22		
3 級	手 当 金 (注)	5号							27	8	6							41		
		6号								5	4	6	8	3	1	1		28		
		7号									14	13	7	4	1	2		41		
		8号								6	1							7		
		9号										2						3		
		10号																	0	
		11号																	0	
12号																	0			
13号																		0		

各欄の見方（「24件」の例）

A 現在の障害の程度：1級-1号(134%)
 B 前発障害の程度：2級-4号(63%)
 差引認定(A-B)により、C 後発障害は「3級」と認定される。

差引認定後の支給年金は、BとCの選択により、前発障害の年金(2級)となる。

このため、現在の障害の程度(1級相当)と支給年金の等級(2級)が一致しない。

(注) 障害手当金相当であっても、その傷病が治らないものである場合は、「3級」で認定される。

270

支給年金 ※2

- 1 級 (表内の数値は、認定件数)
- 2 級
- 3 級
- 手当金 (注)

表の見方

- ※1: 「併合判定参考表」における障害の状態
- ※2: 差引認定後の併合や選択の結果、支給される年金

24 差引認定後の支給年金の等級が「現在の障害の程度」の等級と一致しないもの

6. 差引認定基準の見直し（案）

【見直しの方向性】

- 差引認定は、遅くとも昭和22年には導入されており、その仕組みは、同年に制定・施行された労働基準法で用いられている「身体の同一部位に複数の障害が生じた場合の認定手法や労働能力減退率」を基にして設定されたものである。
- 差引認定基準は、これまでも導入時の基本的な考え方・仕組みの中で、複数回の改正が行われ、現行の障害年金制度（昭和61年度より実施）に引き継がれ、現在に至っている。
- 今般の国会での指摘を踏まえた見直しに当たっては、これまでの経緯を踏まえ、現行基準の基本的な仕組みを維持しつつ、過去の差引認定事例に当てはめたときに、原則として差引認定後に見込まれる支給年金の等級と「現在の障害の程度」が同じ等級となるよう、必要な見直しを行うこととしてはどうか。

【具体的な見直し内容】（別紙参照）

- ① 「現在の障害の程度」の範囲内で、後発障害の程度（等級）に対応する差引残存率の評価を見直す。（「差引結果認定表」の改正）

後発障害の程度	差引残存率	
	（現 行）	（見直し後）
1 級	112%以上	100%以上
2 級	111% ~ 76%	99% ~ 70%
3 級	75% ~ 51%	69% ~ 42%
障害手当金	50% ~ 24%	41% ~ 24%

【具体的な見直し内容】（前のページからの続き）

- ② さらに、「現在の障害の程度」に比べて「前発障害の程度」が軽度であるものについては、「現在の障害の程度」に占める後発障害の影響が大きいものと評価し、「後発障害の程度（等級）」は、「現在の障害の程度」と同じ等級になるようにする。

現在の障害の程度 ※	前発障害の程度が 軽度であるもの ※	後発障害の程度
1 級（1号）	6号～13号	1 級
2 級（2号～4号）	7号～13号	2 級
3 級（5号～7号）	8号～13号	3 級

「現在の障害の程度」と、同じ等級とする。

※上記表の各号は、「併合判定参考表」における障害の状態を指す。

7. 差引認定基準見直し後の対応（予定）

今後パブリックコメントを実施し、通知を発出した上で、改正後の差引認定基準に基づく障害認定の運用を、今夏を目途に開始する。

- | | | |
|-----------------|---|------------------------|
| ① パブリックコメントの実施 | } | 本ヒアリング終了後、速やかに実施（1か月間） |
| ② 障害認定基準改正通知の発出 | | |
| ③ 改正基準の施行 | | |
- ①終了後、速やかに対応

(参考) 差引認定基準の改正経過

差引認定は、確認できた限りにおいて、昭和22年改正後の厚生年金保険法における障害年金の認定手法として導入されており、以降、所要の改正を行い、現在に至っている。
(昭和61年以降は改正していない。)

	差引認定 (基準)	根拠規定	備考
昭和22年	身体の同一部位に複数の障害が生じた場合の認定方法として、労働基準法及び労働者災害補償保険法に規定された認定手法を採用。	(労働基準法施行規則40条5項及び労働者災害補償保険法施行規則14条5項)	業務上の事由による保険給付が、同年制定・施行の労働基準法及び労働者災害補償保険法へ移管される。
昭和33年	差引認定の具体的な取扱方法を明記。 ※「労働能力減退率」は、労働基準法で規定している各等級の障害補償費の遺族補償費(1,000日分)に対する割合を参考に、定められたもの。	「厚生年金保険の廃疾認定基準について」(S33.6.13保発第40号通知)	
昭和52年	新たに「前発障害差引労働能力減退率」を設定。 ※ 後発障害の差引減退率を上げ、より多く年金受給権が得られるよう、従来の労働能力減退率よりも、各号の減退率が低く定められている。	「厚生年金保険及び船員保険における廃疾認定について」(S52.7.15保発第20号通知)	
昭和61年	国民年金加入中の障害にも適用。 ※ 労働能力減退率は、「活動能力減退率」に改名。	「国民年金・厚生年金保険障害認定基準について」(S61.3.31庁保発第15号通知)	基礎年金制度の創設

